

うるま市こどもセンター条例

(設置)

第1条 子どもの遊び及び生活の援助と地域における子育て支援を行い、かつ、伝統芸能及び文化活動をとおり、児童の心身ともに健全な育成を図るため、こどもセンターを設置する。

(名称及び位置)

第2条 こどもセンターの名称及び位置は、次のとおりとする。

名称 うるま市きむたかこどもセンター

位置 うるま市勝連平敷屋3607番地

(利用できる者の範囲)

第3条 こどもセンターを利用することができる者は、次に掲げる者とする。

- (1) 18歳未満の児童及びその保護者。ただし、乳幼児については、保護者同伴とする。
- (2) 児童会等の児童団体
- (3) 児童の健全育成を目的とする団体
- (4) 伝統芸能及び文化活動の保存・継承を行う団体

2 市長は、前項に規定する者の利用に支障がないと認めるときは、それ以外の者にこどもセンターを利用させることができる。

(事業)

第4条 こどもセンターは、次に掲げる事業を行うものとする。

- (1) 児童の健全な遊びの場の提供
- (2) 児童の体力増進に関する指導
- (3) 児童クラブ活動及びレクリエーションに関する指導
- (4) 伝統芸能及び文化活動の保存・継承に関する事業
- (5) その他児童福祉法（昭和22年法律第164号）第40条の目的を達成するために市長が必要と認める事業

(開館時間)

第5条 こどもセンターの開館時間は、午前10時から午後6時までとする。ただし、市長が必要と認めたときは、これを変更することができる。

(休館日)

第6条 こどもセンターの休館日は、次のとおりとする。ただし、市長が必要と認めたときは、臨時に休館日に開館し、又は休館日以外の日に休館することができる。

- (1) 日曜日
- (2) 国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日。ただし、こどもの日(5月5日)を除く。
- (3) 12月29日から翌年の1月3日まで(前号に掲げる日を除く。)
- (4) 6月23日(慰霊の日)

(指定管理者による管理)

第7条 こどもセンターの管理は、地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法」という。)第244条の2第3項の規定により、法人その他の団体であつて、市長が指定管理者にこれを行わせることができるものとする。

(指定管理者の業務)

第8条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 第4条に規定する事業の実施に関する業務
- (2) こどもセンターの利用の許可及び許可に付する条件に関する業務
- (3) こどもセンターの利用の許可の取消し、立入りの制限等に関する業務
- (4) 施設及び設備の維持管理に関する業務
- (5) 利用料金の徴収及び還付に関する業務
- (6) 前各号に掲げるもののほか、こどもセンターの管理及び運営に関する業務

(指定管理者の指定の申請)

第9条 第7条の規定による指定を受けようとするものは、規則に定める申請書に事業計画書その他規則に定める書類(以下「事業計画書等」という。)を添えて、市長に申請しなければならない。

(指定管理者の選定等)

第10条 市長は、前条の規定による申請があつたときは、次の各号のいずれにも該当する団体のうちから指定管理者の候補者を選定することができる。

- (1) 事業計画書等による施設の管理運営が、こどもセンターの利用者(以下「利用者」という。)の平等な利用を確保することができるものであること。
- (2) 事業計画書等の内容が、施設及び設備の効用を最大限に発揮させるとともに、その管理に係る経費の縮減が図られるものであること。

(3) 事業計画書等に沿った管理を安定して行う物的能力及び人的能力を有しているものであること。

(4) その他市長が施設の性質又は目的に応じて必要とすること。

(公募によらない指定管理者の候補者の選定等)

第11条 市長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、前条の規定によらず、指定管理者の候補者を選定することができる。

(1) こどもセンターの設置目的、特性、規模等から特定の団体に管理させることが、適切な管理運営に資すると認められるとき。

(2) 緊急の必要により公募することができないとき。

(3) 申請した団体の中に指定管理者として適当な団体がないと認められたとき。

(指定管理者の指定等)

第12条 市長は、前2条により選定した指定管理者の候補者について、法第244条の2第6項の規定による議会の議決を経て、当該候補者を指定管理者に指定するものとする。

(指定管理者の指定の取消し等)

第13条 市長は、指定管理者が法第244条の2第10項の指示に従わないとき、その他当該指定管理者による管理を継続することが適当でないとき、その指定を取り消し、又は期間を定めて業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

2 前項の規定により指定を取り消し、又は期間を定めて管理業務の全部若しくは一部の停止を命じた場合において指定管理者に損害が生じても、市長は、その賠償の責めを負わないものとする。

(指定管理者の指定の告示)

第14条 市長は、第12条の規定により指定管理者を指定したとき、又は第13条第1項の規定によりその指定を取り消したときは、その旨を告示しなければならない。

(協定の締結)

第15条 指定管理者の指定を受けた団体は、市長と当該こどもセンターの管理及び運営に関する協定を締結しなければならない。

(利用の許可)

第16条 こどもセンターを利用しようとする者は、あらかじめ指定管理者に申請し、その許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも、同様とする。

(許可の基準)

第17条 指定管理者は、前条の許可の申請を行う者が次の各号のいずれかに該当するとき

は、許可してはならない。

- (1) 感染性疾患が疑われるとき。
- (2) 公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあると認められるとき。
- (3) 施設を汚損し、損傷し、又は滅失するおそれがあると認められるとき。
- (4) 集団的に、又は常習的に暴力的不法行為等を行うおそれがある組織の利益になると認められるとき。
- (5) 施設の管理運営上支障があると認められるとき。
- (6) 前各号に掲げる場合のほか、その利用が不相当であると認められるとき。

(許可の決定等)

第18条 指定管理者は、第16条の許可の申請があったときは、許可をする旨又は許可をしない旨の決定をし、当該申請をした者に対し通知するものとする。

2 指定管理者は、管理運営上必要があると認めるときは、前項の許可に条件を付することができる。

(利用の許可の取消し等)

第19条 指定管理者は、利用者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、その利用を制限し、若しくは利用の停止を命じ、又は利用の許可を変更し、若しくは取り消すことができる。

- (1) 第17条各号のいずれかに該当するに至ったとき。
- (2) この条例又はこの条例に基づく規則の規定に違反し、又は指定管理者の指示に従わなかったとき。
- (3) 利用目的以外の利用又は利用の許可に付した条件に違反したとき。
- (4) 偽りその他不正な手段により第18条の許可を受けたとき。
- (5) 災害その他避けることのできない理由により必要があるとき。
- (6) 公益上必要があるとき。
- (7) 前各号に掲げる場合のほか管理運営上支障を及ぼすおそれがあるとき。

2 前項の規定によりその利用を制限し、若しくは利用の停止を命じ、又は利用の許可を変更し、若しくは取り消した場合において利用者に損害が生じても、指定管理者は、その賠償の責めを負わないものとする。

(入館の制限等)

第20条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当すると認められる者に対して、入館を禁止し、又は退場を命ずることができる。

- (1) 公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがある者
 - (2) 他人に危害を加え、又は迷惑を及ぼすおそれがある者
 - (3) 施設を汚損し、損傷し、又は滅失するおそれがある者
 - (4) その他施設の管理上必要な指示に従わない者
- (目的外利用の禁止等)

第21条 利用者は、許可を受けた目的以外に施設を利用し、又はその権利を他人に譲渡し、若しくは転貸してはならない。

(利用料金)

第22条 第18条の許可を受けた利用者は、指定管理者に対し、その利用に係る料金(以下「利用料金」という。)を支払わなければならない。

2 利用料金は、別表に定める基準額に100分の70を乗じて得た額から当該基準額に100分の130を乗じて得た額の範囲内で指定管理者が定めるものとし、その額については、市長の承認を受けなければならない。利用料金を変更するときも、同様とする。

3 市長は、前項の承認をしたときは、これを告示するものとする。

4 利用料金は、指定管理者の収入とすることができる。

(利用料金の減免)

第23条 指定管理者は、規則で定める特別な理由があるときは、利用料金を減額し、又は免除することができる。

(利用料金の不還付)

第24条 既に納付した利用料金は、還付しない。ただし、規則で定める特別の理由があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。

(事業報告書の作成及び提出)

第25条 指定管理者は、毎年度終了後30日以内に、規則に定める事業報告書その他規則に定める書類(以下「事業報告書等」という。)を添えて、市長に提出しなければならない。ただし、年度の途中において第13条第1項の規定により指定を取り消されたときは、その取り消された日から起算して30日以内に当該年度の当該日までの間の事業報告書等を提出しなければならない。

(利用者の原状回復の義務)

第26条 利用者は、こどもセンターの利用が終了したとき、又は取り消されたときは、速やかに施設を原状に回復しなければならない。ただし、指定管理者の承認を得たときは、この限りでない。

(指定管理者の原状回復の義務)

第27条 指定管理者は、その指定の期間が満了したとき、又は第13条第1項の規定により指定を取り消され、若しくは期間を定めて管理業務の全部若しくは一部の停止を命ぜられたときは、その管理しなくなった施設を速やかに原状に回復しなければならない。ただし、市長の承認を得たときは、この限りでない。

(損害の賠償)

第28条 指定管理者又は利用者は、故意又は過失によりこどもセンターの建物、設備、備品その他物件を汚損し、損傷し、又は滅失したときは、直ちにその旨を規則で定める様式により市長に届け出るとともに、その損害を賠償しなければならない。ただし、市長がやむを得ない理由があると認めるときは、賠償額の全部又は一部を免除することができる。

(指定管理者が行う個人情報の取扱い)

第29条 指定管理者は、その保有する個人情報の漏えい、滅失又はき損の防止その他保有する個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

2 第8条の業務に従事している者又は従事していた者は、その業務に関して知り得た個人情報を正当な理由がなく、他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。

(運営委員会)

第30条 市長は、こどもセンターの円滑な運営を図るため、うるま市こどもセンター運営委員会(以下「運営委員会」という。)を設置することができる。

2 運営委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、別に規則で定める。

(委任)

第31条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、こどもセンターの供用開始の日から施行する。

(準備行為)

2 第9条から第15条の規定による指定管理者の指定及びこれに関し必要な手続きその他の行為は、この条例の施行前においても行うことができる。

別表（第22条関係）

施設名	1時間につき
多目的ホール	1,000円
多目的室	300円